

魚津市の全小中学校にコミュニティ・スクールを導入します。 〈令和6年度中に導入〉

社会の急激な変化により、学校が抱える課題は複雑化・多様化し、学校の工夫だけでは、これからの時代に求められる学校教育の実現は難しくなってきました。

そうした状況の中、学校だけでなく、地域・保護者の皆様が子供たちの教育に関わる当事者となって、「地域総がかり」で教育を推進することが求められています。

このことを踏まえ、魚津市では、小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組みを推進していきます。

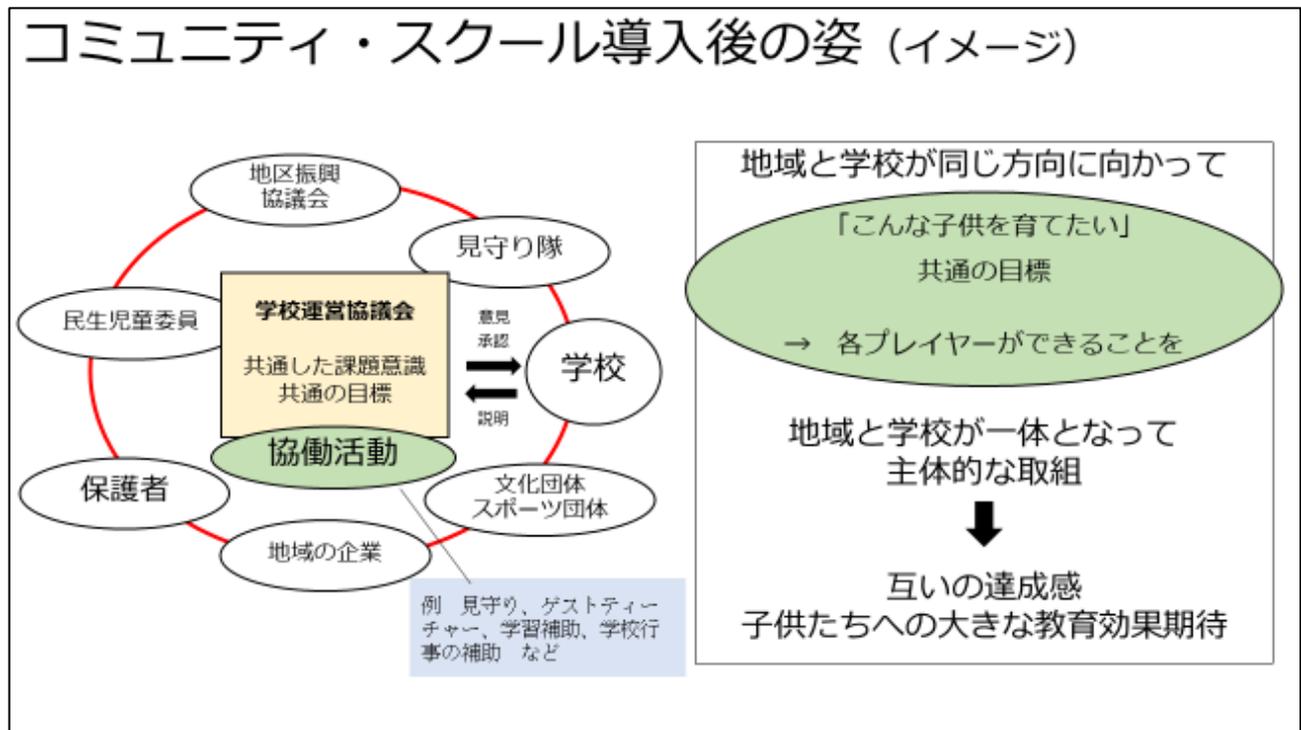
皆様のご理解と温かいご支援をよろしく申し上げます。

コミュニティ・スクールとは

- 「学校運営協議会」を設置した学校のことで、子供たちの将来のために、そして明るく元気な地域を創るために、学校だけでなく、保護者や地域住民が、学校と共通の目的をもって協議し、様々な活動に協力して取り組んでいく仕組みです。

学校運営協議会とは

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域が一体となって学校づくりを進めるために、教育委員会が設置します。「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議する機関です。



学校運営協議会の委員について

- 学校運営協議会規則に基づき、保護者、地域住民、教職員などの中から、校長の意見を踏まえ、教育委員会が任命します。
- 非常勤の特別職公務員となります。(守秘義務があります)
- 任期は、任命された年度の年度末までです。(再任もあります)

学校運営協議会委員の皆様をお願いする役割

学校運営協議会では、「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議します。

- 育てたい子供像や学校運営ビジョンを共有して、校長の学校運営の基本方針について協議、承認します。
- 学校や児童生徒の状況を理解していただき、学校運営について意見をいただきます。
- 協議を踏まえ、※地域や保護者の皆様と学校との協働した教育活動が進められるようにその橋渡し役などをお願いします。
- 年度末には学校評価をお願いします。
- 必要が生じた場合、協議会の総意として市教育委員会や学校に対して学校運営に関する意見をいただきます。

※地域と学校との協働した教育活動

地域の皆様の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動

例 ふるさと学習のゲストティーチャー、授業支援(学習指導補助、調理・習字などの実習補助)、学校行事の補助、校庭や菜園の整備、校外での地域活動、子供が参加する地域の祭りやボランティア活動のサポートなど

学校運営協議会の内容例

学校運営協議会の内容 例

第1回

- 学校運営方針について校長からの説明
- 方針の具体化に向けた話し合い
- 今後の協議会の予定
- など

第2回

- 学校視察
- 半年間の成果と課題
- 学校課題についての話し合い
 - ・働き方改革
 - ・少子化と学校運営
 - ・不応児児童生徒への対応
 - ・部活動の今後の姿 など

第3回

- 学校評価(学校関係者評価)
 - ・自己評価(生徒・保護者・教職員アンケート等からの評価)に基づく 成果と課題の確認
 - ・対策案検討
 - ・次年度への展望
- など